

## はじめに

農学研究科／農学部では平成 16 年に自己点検・評価報告書を出版し、外部評価を受け、平成 19 年に自己点検・評価報告書を出して 4 年が経過している。この間、平成 16 年 4 月からは国立大学がすべて法人化され、大学の管理運営に大きな変革がもたらされた。また、平成 19 年 4 月からは学校教育法が改正され、助教授を准教授に、助手を助教（一部は助手のまま）に呼称を変更しただけでなく、あわせて准教授及び助教の職務内容についても従来の教授を補佐する内容から教育・研究におけるほぼ対等な関係に変更された。農学研究科では全ての助手が助教に移行された。平成 22 年から国立大学法人としての第 2 期に入り教育・研究の成果が問われる時期となっている。

農学研究科／農学部では平成 22 年 1 月に第 2 期「中期目標・中期計画」及び行動計画を策定した。第 1 期における教育・研究・管理運営等について改めて自己点検・評価を行い、第 2 期に向けた取り組みやビジョンの達成に資する目的で取りまとめたのが本報告書である。今回の自己点検・評価では、国立大学法人としての第 1 期から第 2 期にわたる平成 20 年度、21 年度、22 年度の 3 ヶ年を主対象にする。

本自己点検・評価報告書の執筆は当該の委員会、専攻長、及び執行部（事務部を含む）が担当し、全体のとりまとめは執行部と企画・評価委員会が行った。

平成 23 年 12 月

京都大学大学院農学研究科長 遠藤 隆

## 第1章 農学研究科／農学部理念と目標

本章では、まず、本研究科／学部理念と目標を再認識する。次いで、京都大学の第1期（H16～21年度）「中期目標・中期計画」の策定に際して農学研究科／農学部が掲げた基本的な目標とその達成のための措置・方策を抜粋再掲し、部局に関わる代表的な成果と評価結果をまとめ検討すべき諸課題について概説する。合わせて、京都大学の第2期（H22～27年度）中期目標・中期計画に対する本部局の主要行動計画について述べる。

### 1-1. 農学研究科／農学部理念と目標

H16/19の自己点検・評価報告書には本研究科／学部の基本的な理念と目標として以下のよう

に述べられている。

「京都大学農学研究科／農学部は創設以来、あまねく人類の健康で豊かな生活の基本となる衣食住への多様な要望に応えとともに、持続的繁栄にとって不可欠な人と自然との共存原理を探究することを農学の基本理念として、わが国における農学研究の拠点として中心的役割を果たすとともに、高度な研究能力と豊かな創造性を備えた人材を育成することを目標としている。

このような考え方の上に立って、農学研究科／農学部では食料を中心とする農・林・水産・畜産業、及びその関連産業に関わる基礎及び応用的研究の両面について積極的に取り組んできた。また、急激な人口増加に伴う食料増産、並びに急速な工業化の進展によって生じた環境問題・社会問題に対応して、環境や資源管理、社会経済などに関係した研究をも活発に展開するなど、生命・食料・環境に集約される多面的な研究を、自然科学と社会科学の両面より総合的に展開してきた。

教育に関しては、社会の多様化と学問の急速な高度化に対応すべく、物事を総合的に判断することのできる広い視野を持ちながら自主的に先端的研究を推進できる人材の育成を目指している。そのためには、系統的な専門基礎科学の体系的知識を身につけさせ、これらの基礎の上に立って、既存の体系を乗り越える創造性と、多様な事象と概念を総合化する能力を修得させるものでなくてはならない。このような教育理念を実現するために、学部教育では学生の自主的判断を尊重しながら、農学の理念を浸透させ、学問のレベルとそれへの熱意を次第に高めるような教育を、また、農学研究科では学部教育の基礎の上に立って、高度な研究能力を有する研究者の育成を目指してきた。

このことは、農学研究科／農学部の出身者の多くが学界、産業界、行政などの多様な分野で指導的地位にあって活躍しており、これら出身者や教員から国内及び国際的に評価の高い各種学術賞の受賞者が輩出していることから明らかである。

しかるに、2008年の後半から慌ただしく金融危機と雇用不安がニュースに登場してきた。これは、世界の先進国の産業が、農業、工業、情報、金融と変化してきた当然の帰結ともいえ、産業構造の変化にともない、人手がますます少なくて済むようになってきた結果である。かつて日本国の雇用を支えた農業の就業人口の割合は、食料の海外依存などにより5%以下になっている現在、我が国の安定した食料の確保と雇用において農業を見直す時期である。

我が国の農業を考える場合、地球環境や世界経済と切り離して考えることはできず、遺伝子組換え作物（GMO）に代表される近年進歩の目覚ましい生命科学の成果も無視できない。農業に関する問題は、農耕による環境の保全と悪化、農業補助金の妥当性、GMOの有効性と安全性など、どれも複雑な要因が絡み合い一筋縄では結論を出すことができない。これらの問題を情緒的に判断することは日本の将来に禍根を残す。農業を取り巻く諸問題に賢明に取り組むためには、関連のいろいろな知識の習得と総合化が必要である。

このように、京都大学農学研究科／農学部では、「生命、食料、環境」を標語として、食料や生物材料の生産、その加工と利用、作物生産や人類の生存の場としての環境や生態系、作物生産及び生産物と人間社会の関係、さらには食料・食品・医薬品などについての生命科学など、基礎から応用まで幅広い分野の研究と教育を遂行している。改めて、京都大学農学研究科／農学部の教育研究活動の目的は、このような農学の総合的研究・教育を通して日本及び世界の「生命、食料、環境」にまつわる諸問題の解決に取り組むことであることを再確認したい。

以上に述べたような本研究科／学部の理念と目標に基づき、農学研究科／農学部のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーや及び教育研究・人材養成の目的が定められ、（章末に掲載）これらは各種印刷物やホームページ

（<http://www.kais.kyoto-u.ac.jp/japanese/prospective/index.html>）で公表されている。

## [資料]

○自己点検評価書-農学研究科／農学部の現状と課題（Ⅳ、Ⅴ）    ○ガイドブック（大学院、学部）    ○募集要項（研究科、大学院）    ○概要-大学院農学研究科-

## 1-2. 第1期「中期目標・中期計画」-農学研究科／農学部の総括概要

### 1-2-1. 基本的な目標、及びそれを達成するための措置

農学研究科より平成15年度末に京都大学本部に提出した第1期（H16～21年度）「中期目標・中期計画」の部局版の抜粋は以下の通りである。目標はかなり抽象的な表現ではあるが、これが以後（少なくとも当該期間中）の諸改革・諸行動の基盤となった。

#### A. 農学研究科／農学部の基本的な目標

第1期「中期目標・中期計画」には本研究科/学部の理念と目標が以下のように述べられている。この理念と目標は、それ以後の第1期の期間においても堅持された。

「私達人間社会は、地球上の動植物や微生物と共生し、これらを馴致利用している。ここではそれらを人類にとっての生存資源とよぶ。生存資源は、食物連鎖や物質循環を通して相互に生態系を形成し、地球環境とも大きくかかわっている。農学部・農学研究科は、生物学・化学・物理学といった自然科学の応用分野と社会科学分野とから構成されている。こうした多

様な分野を存分に活用することによって、生存資源を社会的に生産利用する方法、生存資源の生命維持機構や生態系の解明、さらに生存資源を含めた環境を積極的に改善する方法等について、先端技術や最新手法の駆使、それにフィールドの利活によって多面的に分析・解明し、その統合化を図って、人間社会の健全なる発展に寄与する教育・研究を行うことが、本農学部・農学研究科の基本理念である。

上記の理念を実現するため、長期目標としては、食料をはじめとする生活資材の生産、生物を中心とした大地・水・大気的环境保全、生命科学の深化といった3つの視点から教育・研究を推進し、優れた人材を国際社会に供給するとともに、世界トップレベルの創造的研究を遂行することである。

教育については、高度な専門教育をうけ、広い視野をもち、高い倫理性と自己解決能力を備えた人材育成を目標とし、そのために教育内容・方法について適切な改善を行うとともに、学生が情熱をもって取り組める教育体制を目指す。研究については、すでに世界的に高い水準にあると考えられるが、研究環境の整備や新たな研究体制の構築などによって、一層の飛躍を図る。さらに国際交流や社会貢献によって国際社会をリードすることを目指す。」

#### B. 教育研究などの質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

B-1. 教育に関しては、以下の4つの措置について項目を設定し、それぞれ具体的な方針を挙げている。

- (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置
  - 1) 教育の目的及び目標の趣旨の周知及び公表
  - 2) 卒業後及び大学院修了後の進路などに関する目標を達成するための措置
  - 3) 教育の成果・効果の検証に関する目標を達成するための措置
- (2) 教育内容などに関する目標を達成するための措置
  - 1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
  - 2) 教育理念などに応じた教育課程を編成するための具体的方策
  - 3) 授業形態、学習指導法などの教育方法に関する具体的方策
  - 4) 適切な成績評価などの実施に関する具体的方策
- (3) 教育の実施体制などに関する目標を達成するための措置
  - 1) 適切な教職員の配置などに関する具体的方策
  - 2) 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワークなどの活用・整備の具体的方策
  - 3) 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策
  - 4) 教材、学習指導法などに関する研究開発及びFDに関する具体的方策
  - 5) 全国共同教育、学内共同教育などに関する具体的方策
  - 6) 教育の実施体制などに関する特記事項
- (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
  - 1) 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策
  - 2) 生活相談・就職支援に関する具体的方策

- 3) 経済的支援に関する具体的方策
- 4) 社会人・留学生などに対する配慮

B-2. 研究に関して、以下の 2 つの措置について項目を設定し、それぞれ具体的な方針を挙げている。

- (1) 研究に関する目標を達成するための措置
  - 1) 目指すべき研究の方向性に関する具体的方策
  - 2) 成果の社会への還元に関する具体的方策
  - 3) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策
- (2) 研究実施体制などの整備に関する目標を達成するための措置
  - 1) 適切な研究者などの配置に関する具体的方策
  - 2) 研究資金の配分システムに関する具体的方策
  - 3) 研究に必要な設備などの活用に関する具体的方策
  - 4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策
  - 5) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
  - 6) 全国共同利用研究、学内共同研究などに関する具体的方策
  - 7) 研究実施体制に関する特記事項

B-3. その他に関しては、以下の措置について項目を設定し、それぞれ具体的な方針を挙げている。

- (1) その他の目標を達成するための措置
  - 1) 教育サービス面における社会との連携及び協力のための具体的方策
  - 2) 研究活動面における社会との連携及び協力のための具体的方策
  - 3) 教育面における国際貢献・国際交流のための具体的方策
  - 4) 研究面における国際貢献・国際交流のための具体的方策

#### [資料]

○第 1 期「中期目標・中期計画」(農学研究科／農学部)    ○自己点検評価書-農学研究科／農学部の現状と課題 (IV、V)

#### 1-2-2. 本研究科／学部における主な成果例

上記の第 1 期中期目標・中期計画に基づき、本研究科／学部が行ってきた教育、研究、国際交流、社会貢献等に関わる諸活動及びそれらをサポートすべき管理運営面での諸改革についての成果の中から代表的なものを以下に記す。各事例の詳細な記述は次章以下の該当箇所ならびに資料を参照されたい。

- (1) 21 世紀 COE プログラム:期間中に下記の 2 件のプログラムが採択され、それぞれ成

果を上げて終了した。

○「微生物機能の戦略的活用による生産基盤拠点」(平成 15-19 年度)

○「昆虫科学が拓く未来型食料環境学の創生」(平成 16-20 年度)

(2) 寄附講座:期間中に下記の 3 件の寄附講座を農学研究科で受け、それぞれ継続され、第 2 期に入っている。また、責任部局として引き受けた 1 件の全学寄附研究部門は順調に運営されている。

○「産業微生物講座」(平成 18 年-20 年度、平成 21 年-23 年度)

○「(味の素) 食の未来戦略講座」(平成 18 年-20 年度、平成 21 年-23 年度)

○「食と農の安全・倫理論講座」(平成 19 年-21 年度、平成 22 年-24 年度)

○「微生物科学寄附研究部門」(平成 20 年-25 年度)

(3) 教育の改善:シラバスの様式の統一と充実、授業評価の実施、FD の実施等を行った。またこれらによって全教員の単位の実質化の機運を高めた。

(4) 建物の耐震改修: PFI 事業による農学部本館の耐震改修を平成 17 年度から開始し平成 21 年 3 月に完了し、引き続き農学研究科独自予算で旧農薬研究施設の建物も耐震改修したので、教育・研究環境はかなり改善された。

(5) 国際化拠点整備事業(グローバル 30):農学研究科では平成 22 年度より、外国人留学生を対象とした英語だけで修了できるコース「農学特別コース-生命・食料・環境の未来をになう人材育成-」を開始した。

(6) 部局間学術交流協定:農学部・農学研究科独自に締結している海外大学との部局間学術交流協定は、平成 20 年度当初には 15 であったが、平成 22 年度末には 31 に増加した。

(7) 社会との連携の強化:農学研究科では独自の公開講座(森林科学講座等)を継続しているだけでなく、NPO 法人日本料理アカデミーなどの外部団体との積極的な連携を開始した。

#### [資料]

○21 世紀 COE プログラム成果報告書 ○著書「昆虫科学が拓く未来」 ○農学研究科／農学部年報[生命・食料・環境] ○部局間学術各協定書 ○京都大学大学院農学研究科と NPO 法人日本料理アカデミー間の協定書

#### 1-2-3. 本研究科／学部における主な問題点・検討事項の整理

前節に示した多くの成果を獲得した反面、本研究科／学部における幾つかの問題点・反省点も明らかとなり、見直しや新規に検討すべき事項が生じている。以下に主要な事例を整理するが、詳細は次章以下の該当あるいは関連箇所を参照されたい。

(1) カリキュラムの整備:学部、大学院のカリキュラムはそれぞれ学科、専攻の教務委員会で検討され作成されているが、学科・専攻間の科目調整や全学部・全研究科横断

型の科目設定が不十分であった。

- (2) 授業評価の反映:授業評価アンケートを実施、回答の分析まで行っているが、分析結果を授業担当者に通知するに止まっており、授業評価を実質化することができなかった。
- (3) 施設設備の有効利用:耐震改修により研究室・教室を一新することができたが、既存研究室の体制のままで面積を割り当て、設計を行ったため、施設設備の汎用性を大幅に高めることができなかった。

### 1-3. 第2期「中期計画・中期目標」-農学研究科／農学部的主要行動計画

京都大学における第1期（H16～21年度）「中期目標・中期計画」の策定は、各部局等から独自の中期目標・中期計画を提出させ、それらを尊重・考慮しつつ大学本部が多角・多面的に検討を重ね、必要に応じたフィードバックを採り入れながら総合的に取りまとめる、いわゆるボトムアップ型の手順を踏んだものである。一方、第2期（H22～27年度）「中期目標・中期計画」については、すでに第1期で構築された普遍的な目標と主要計画の実施実績を基盤として有していることもあり、京都大学本部主体でその策定を行い、各部局には京都大学全体としての実施細目(案)に照らして行動計画（部局内で取り組むべき事項と方策）を明示させる、いわゆるトップダウン型の手順を踏んだ。

以下には、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標・目標を達成するための措置及び業務運営の改善及び効率化に関する目標・目標を達成するための措置」に係る諸事項に対応した本研究科／学部の取り組むべき主な行動計画の事項を挙げる。なお、これら行動計画は本部の方針に沿ったものではあるが、当然のことながら、農学研究科／農学部における将来構想を念頭に置いて策定したものである。

#### 1-3-1. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標・目標を達成するための措置

- (1) 教育に関する目標・目標を達成するための措置
  - 1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標・目標を達成するための措置（広報室を設置し、受験生向けホームページや、オープンキャンパスの充実を図る、等）
  - 2) 教育の実施体制等に関する目標・目標を達成するための措置（全学共通教育のための、全学協力体制への積極的な参加を行う、等）
  - 3) 学生への支援に関する目標・目標を達成するための措置（学生相談・支援体制、履修指導、オリエンテーションの整備・充実を図る、等）
  - 4) 教育の国際化に関する目標・目標を達成するための措置（ICI-ECPプログラムへ積極的に参加する、農学研究科独自の短期学生派遣制度の整備を図る、等）
- (2) 研究に関する目標・目標を達成するための措置
  - 1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標・目標を達成するための措置（科学技術振興調整費等の競争的研究資金の申請において本部との連携を強化し部局を主体とするプロジェクト運営がスムーズに推進できる体制を整える、等）

- 2) 研究実施体制等に関する目標・目標を達成するための措置（部局内における教員と職員の合理的な職務分担と相互支援のありかたについて議論し、双方の負担軽減を検討する、等）
- 3) 研究の国際化に関する目標・目標を達成するための措置（農学研究科が設置している海外拠点を実学で利用できるようにする、等）
- (3) その他の目標・目標を達成するための措置
  - 1) 社会との連携や社会貢献に関する目標・目標を達成するための措置（「食と農のマネジメント・セミナー」、「森林科学講座」等を実施して、学術資源を活かした社会連携・地域連携の取り組みを実施する、等）
  - 2) 国際化に関する目標・目標を達成するための措置（国際学術研究に関する活動実績を年次報告する、等）
  - 3) 産官学連携に関する目標・目標を達成するための措置（部局内研究者を対象に連携研究推進のための研究者データベース（DB）を整備するとともに、連携研究プロジェクトの立ち上げを目指した部局主催のシンポジウム等を開催し、研究成果・シーズの公開に努める、等）

#### **1-3-2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標・目標を達成するためにとるべき措置**

- (1) 組織運営の改善に関する目標・目標を達成するための措置（現行の学科、専攻の組織は教育組織として維持するが、研究においては、必要に応じて分野、専攻の枠を超えた研究組織をつくることを推奨する、等）
- (2) 事務等の効率化・合理化に関する目標・目標を達成するための措置（目標管理制度を活用するなど、事務改善事項を組織内へ周知徹底し実践を図る、等）

#### **1-3-3. 財務内容の改善に関する目標・目標を達成するためにとるべき措置**

- (1) 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標・目標を達成するための措置（研究活動推進室及び国際交流室、広報室を中心に、国内外の拠点を通じて積極的な情報発信を行う；部局内研究活動状況を的確に把握し、各種競争的資金への迅速かつ適切な申請が為される体制を強化する、等）
- (2) 経費の抑制に関する目標・目標を達成するための措置（電気量のコスト意識の改革のため、農学研究科各研究室等に電気メータの設置を行う、等）
- (3) 資産の運用管理の改善に関する目標・目標を達成するための措置（農場の木津への移転計画を実施する、等）

#### **1-3-4. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標・目標を達成するためにとるべき措置**

- (1) 評価の充実に関する目標・目標を達成するための措置（部局における第2期中期目標期間における法人評価（年度評価、暫定評価）、認証評価、自己点検・評価を着実

に実施する、等)

- (2) 情報公開や情報発信等の推進に関する目標・目標を達成するための措置（広報担当者連絡会等に積極的に参加し、本部との効果的な広報のための意見交換を行う、等）

#### 1-3-5. その他業務運営に関する重要目標・目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 施設設備の整備・活用等に関する目標・目標を達成するための措置（旧演習林本部事務室の改修を行う、等）
- (2) 環境管理に関する目標・目標を達成するための措置（省エネルギー推進のため構成員に環境配慮行動の啓発を行い、エネルギー消費量の削減に努める、等）
- (3) 安全管理に関する目標・目標を達成するための措置（環境安全衛生委員会の定期的開催を通じた全学情報の普及、等）
- (4) 法令遵守に関する目標・目標を達成するための措置（環境安全衛生委員会主導による毒劇物・危険物管理の徹底を行う、等）
- (5) 大学支援者等との連携強化に関する目標・目標を達成するための措置（農学部教育研究基金寄附者、同窓会組織などの農学研究科支援者との連携を図る、等）

#### [資料]

○第2期中期目標・中期計画に対する部局の行動計画

#### 1-4. 本研究科／学部におけるその他の将来構想-特記事項

- (1) 教育研究体制:第2期の中期目標 32 では「教育研究の発展に効果的な組織体制を整備する」、中期計画 58「学問の発展、社会的要請等を総合的に勘案して、教育研究組織の見直しを行い、必要に応じて再編、整備する等、学内資源を有効的に活用する」と定められている。農学研究科／農学部では、平成7年から平成15年にわたって学部・大学院及び演習林その他附属施設の再編成を行っていたこともあり、現在も6学科、7専攻の体制を維持している。しかし、今後の学問分野の変遷、運営費交付金の削減による教員定員の減少などの可能性を考慮して、教員組織や入学定員の見直しを継続的に検討する。また、優秀な若手教員の確保のためにテニユア・トラック制を検討する。研究体制や教員採用制度の変更にはかなりの検討と準備期間が必要であるので、当面は、研究においては分野・専攻を超えたプロジェクトを組織することを研究科として推奨して、研究の一層の活性化を図る。
- (2) 留学生の受入れ:第2期においては国際化をさらに進める一環として留学生の更なる増加（平成22年5月現在125名）を図る。そのために、国際交流室を中心に国内外の拠点を通じて積極的な情報発信を行う、今後さらに多くの部局間学生交流協定（平成22年度末現在12）を締結し、学生交流協定締結校への独自の短期学生派遣・受入れ制度実施体制を整備する。農学研究科は国際化を目指して、京都大学が採択された文部科学省の「国際化拠点整備事業（グローバル30）」に

参画し、平成 22 年度から「農学特別コース-食料・生命・環境の未来をにやう人材育成-」を開始しているが、このコースをさらに充実することによって、優秀な留学生の確保を図る。

- (3) 男女共同参画:2006 年に京都大学の「女性研究者の包括的支援『京都大学モデル』」が、科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」事業に採択され、農学研究科もその事業の一翼を担うことになった。第 2 期においても引き続き男女共同参画を積極的に推進する。

以上述べたように、京都大学の国立大学法人化の第 1 期において、農学研究科／農学部では、教育研究活動を行うに当っての基本的な方針や養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等を明確に定め、これらをガイドブック、学生便覧・授業計画、シラバス、ホームページ等に掲載している。これらのことから、農学研究科／農学部の理念と目標は、学校教育法第 52 条及び第 65 条に規定された、大学・大学院一般に求められる目的から外れるものではない。第 2 期においては、第 1 期で開始した各種の取組みを P (Plan:計画) -D (Do:実施) -C (Check:評価) -A (Act:処置) サイクルに載せ、さらに充実したものにすることを目指す。

## [参考資料]

### 農学研究科及び農学部における教育研究・人材養成の目的

#### I 教育研究の目的

本研究科及び学部は、自由の学風を重んじる本学の基本理念を踏まえながら、世代を超えた生命の持続、安全で高品質な食料の確保、環境劣化の抑制と劣化した環境の修復など、人類が直面している困難な課題の解決に取り組み、本学が目指す地球社会の調和ある共存に貢献することを教育研究の目的とする。

#### II 人材養成の目的

上記目的の下、本研究科及び学部は、次のような人材を養成する。

##### 1. 学部

農学及びそれに関連する学識と高い倫理性を身につけ、かつ、以下のような能力を備えた社会人

- (1) 人類が直面する課題に対して、幅広い視野から科学的解決法を構想できる。
- (2) 農林水産業及び食品・生命科学関連産業の意義と重要性を理解し、その発展に寄与できる。
- (3) 生命・食料・環境に関わる世界水準の自然科学・社会科学研究が理解できる。

##### 2. 研究科

学部で養った学識と倫理性をさらに深めることにより、高度な専門知識と研究技術を習得し、かつ、以下のような使命感をもった教育・研究者、企業・公的機関における専門技術者、行政担当・政策立案者

- (1) 生命現象の解明、生物の生産と利用、地域から地球規模に至る環境保全等に関する独創性の高い科学を担う。
- (2) 農林水産業及び食品・生命科学関連産業の発展に貢献する画期的な技術革新を実現する。
- (3) 現代社会の諸問題に様々な角度から取り組み、環境との良好な関係を維持しながら、社会の発展を持続させるためにとるべき施策及び社会のあるべき姿を提起する。

### 京都大学農学部アドミッション・ポリシー

#### 生命・食料・環境 - 明日の農学

農学は、生物学のみならず、化学、物理学、社会科学等の多様な基礎知識を必要とするいろいろな学問分野から成り立っています。21 世紀の重要課題である生命・食料・環境に関わる様々なかつ複合的な問題に立ち向かっていくためには、特定の専門に偏らない広い視野に立った総合的な取り組みが必要です。本学部は、それぞれの分野に共通する基礎的科目を系統的に教育するとともに、学科毎に異なる高度な専門教

育を実施することにより、広い視野と高度な専門知識を持った多様で優れた人材を養成することを目的としています。したがって、各学科が対象とする様々な課題に果敢に挑戦する意欲を持ち、それぞれの専門教育で求められる十分な学力を有する人材を求めます。

### 農学研究科アドミッション・ポリシー

以上の、教育研究の目的、および人材養成の目的をふまえ、本研究科は、以下のよう  
な人材を求める。

1. 幅広い視野と農学の専門分野を学ぶための十分な基礎学力をあわせもち、かつ高い倫理性を身につけた人。
2. 農学の研究を通じて、社会の発展に貢献するという意識の高い人。
3. 研究課題を自ら設定する事ができ、その課題に果敢にチャレンジする意欲のある人。
4. 日本語、外国語を問わず、高いコミュニケーション能力を有する人。

特に、博士後期課程には、農学関連の研究者や高度専門技術者を目指し、それぞれの分野でリーダーシップが発揮できる人材を求める。

### 農学研究科及び農学部における教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

#### 農学部学士課程

1. 目的とする人材養成のために、農学に関連した幅広い自然科学分野・社会科学分野の学問と知識を習得させるとともに、豊かな教養と広い視野、国際性を身につけるための教育を行う。
2. 各学科ごとに 4 年一貫教育を実施する。低学年ではおもに教養と語学力を養うための科目を履修させるとともに、専門領域への導入的な科目を履修させて基礎を養う。3、4 年次では、専門領域の科目を重点的に履修させる。
3. 理解度を向上させるとともに教員と学生との対話を円滑にするため、授業は少人数で実施する。幅広い視野をもてるよう多様性に富む科目を用意し、履修科目選択に一定の自由度を認めて学生の自学自習を尊重する。
4. 最終学年では、研究室に所属し、教員や同僚との密接なコミュニケーションと

相互指導により課題研究に取り組みながら専門知識を深める。

5. 講義内容の理解を深めるための実験、演習あるいはフィールド実習を特に重視する。
6. より積極的に国際性を身につけようとする学生のためには、複数の海外大学との学生交流協定を利用した留学を勧め、一定の単位互換を認める。

#### 農学研究科修士課程

1. 専攻学術とそれに関連する高度な専門知識を、各専攻が編成した講義と演習により習得させる。
2. それぞれの学生が教員との活発な対話のもと、課題研究に積極的に取り組み論文を作成することを特に重視する。これにより、未解明の問題に対するアプローチの仕方、論理的思考法、各領域の先端的な知識と実験技術、科学倫理を学ばせる。
3. 成果を学会等を通じて発表することを支援し、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力、討論の技術を養わせる。
4. 英語による授業を積極的に実施する。

#### 農学研究科博士後期課程

1. 最先端の独創的な課題研究と論文作成を通じて、問題解決の手法、論理的な思考法、発展的課題の設定法、科学に関する倫理をより深く学ばせる。
2. 研究の成果を国内外の学会や学術誌に積極的に発表することを支援し、プレゼンテーション能力および語学力をいっそう高めるとともに、できるだけ多く自己の研究を客観的に評価する機会をつくる。
3. 自ら主体的に研究を展開し、必要に応じて課題に関連した他研究機関との共同研究あるいは産学連携、地域連携などの社会貢献の経験が積めるように支援する。

### 農学研究科及び農学部における学位授与の方針(ディグリーポリシー)

#### 農学部学士課程

1. 学士課程にあっては、所定の年限在学し、所定の単位数を修得した者に、学士の学位を与える。
2. 学士課程卒業にあっては、以下の点に到達していることを目安とする。
  - (1) 各学科が設定した農学とそれに関連した領域の学識を身につけ、生命・食料・環境に関わる世界水準の自然科学・社会科学研究が理解できる。
  - (2) 生命・食料・環境に関して人類が直面する課題に対して、科学的な解決方法を構想できる。

- (3) 農林水産業および食品・生命科学関連産業の意義と重要性を理解し、高い倫理性を持って、その発展に寄与することをめざした行動ができる。
- (4) 広範囲に及ぶ生命・食料・環境に関わる課題に取り組むための幅広い視野を身につけ、異なる文化の人々とも円滑にコミュニケーションができる能力を持つ。

#### 農学研究科修士課程

1. 修士課程にあつては、所定の年限在学し、研究指導を受け、所定の単位数を修得し、かつ、本研究科が行う修士論文の審査及び試験に合格した者に、修士の学位を与える。
2. 修士課程修了にあつては、以下の点に到達していることを目安とする。
  - (1) 生命現象のメカニズム、生物の生産と利用、地域のレベルから地球規模に至る環境保全、人類の食料問題等に関する高度な専門知識と研究技術を習得している。
  - (2) それぞれの専門領域において独創性の高い科学を担い、画期的な技術革新を実現したり、社会の発展を持続させるためにとるべき施策を提起することを自らの使命と感じている。
  - (3) それぞれの専門あるいは関連する領域の研究者に自らの研究成果をアピールし、相互に理解を深めるためのプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力をもっている。
  - (4) 研究成果を世界に向けて発信するために必要なレベルの語学能力を身につけている。

#### 農学研究科博士後期課程

1. 博士後期課程にあつては、所定の年限在学し、研究指導を受け、かつ、本研究科が行う博士論文の審査及び試験に合格した者に、博士の学位を与える。
2. 博士後期課程修了にあつては、以下の点に到達していることを目安とする。
  - (1) それぞれの専門領域における深い学識と高度な実験技術・分析能力を備えている。またその学識と技術・能力を基盤として独創的な課題・テーマを設定し、自ら、それを解決・展開できる。さらにその成果を論文化する能力を有している。
  - (2) 必要に応じて他研究機関との共同研究を企画・実施できる能力を身につけている。
  - (3) 生命や社会現象に対する深い理解に基づいた高度な倫理性と、バランス感覚を身につけている。
  - (4) 人や自然との調和ある共存と秩序ある人類の繁栄の維持に貢献できる。